

てんかん臨床の窓から てんかんのある人の就労支援事業

渡部恵子 WATANABE, Keiko
特定非営利活動法人あかり広場代表

はじめに

てんかんのある人の就労支援は、公益社団法人日本てんかん協会(以下、てんかん協会)も重要課題としています。本人・家族が最も悩み苦しむ、人生の大切な節目だからです。筆者は鳥取県米子市で特定非営利活動法人あかり広場という、「障害者総合支援法」に基づく身体・知的・精神の3障害を対象とした多機能型就労継続支援(A型、B型)などの福祉サービス事業所を運営しています。障害のある人にはてんかんの合併率も高く、てんかん協会とも連携し、支部活動に参加しています。さまざまな生きづらさを抱える人たちが地域と共生し、働く場所として一般就労を目指す人、一時的な居場所、避難場所として時を待ち飛び立つ人、長期利用の人など、さまざまな方が当事業所を利用しています。開設当初から「障害のある人も働ける場所でありたい」という強い思いで、現在はてんかんのある夫婦、聴覚障害のある方を雇用し、ともに学びあう日々をすごしています。

本稿では障害者の就労について、鳥取県、わが国の取り組み、当事業所で出会った心に残る事例も紹介しながら、筆者の考える福祉の役割とはなにかを述べさせていただきます。

1 新法移行からの就労の高まり

2006年、「障害者自立支援法」(現・「障害者総合支援法」)が旧法から新法へ移行し、新しい福祉の時代が始まります。国連の定める「障害者権利条約」の趣旨に沿い、当事者にとって大切な「障害者基本法」も一部改正(2011年)されて、「共生社会」を基本とする地域福祉へと展開し、これは「どんなに障害が重くても社会経済活動への参画」という理念をかかげています。障害者の就労のかたちも多様化し、その大きな動きをつくったのは、精神障害者(てんかんのある人も含む)も福祉の対象となり、雇用の義務化、差別の禁止、合理的配慮の提供義務などソフト、ハード面での環境整備が進んだことです。国の障害者雇用政策は、「障害者総合支援法」(福祉的就労)と「障害者雇用促進法」(一般就労)に分けられます。企業への障害者雇用の働きかけも強くなり、2021年度には法定雇用率がさらに引き上げられ(一般企業2.2%から2.3%)、障害者の一般就労を支えています。鳥取県は障害者雇用率(2.37%)が全国平均(2.15%)を超え、さらに進めようとする勢いで、県の対象となる企業の68%は法定雇用率を

達成しています。新法移行から数年にわたり、労働局を中心に、企業、行政、福祉(障害者就業・生活支援センターが中心となる)、教育などの関係機関や地域の障害者職業センター等々が切れ目なく連携、研修を積んできた成果と考えます。てんかんにおいても、国の施策である「てんかん地域診療連携体制整備事業」(2015年～)が早々に鳥取大学医学部脳神経小児科を拠点に始まり、協議会も組織され、当事者もメンバーに入っています。地域格差のない専門医療が受けられるよう各職種が連携することと、てんかんコーディネーターの常駐は画期的で、相談活動と地域生活、職業生活を支える体制がパワーアップしました。

2 就労促進と安定のためのサポートとは

雇用の促進と安定を図るため、障害者の職業生活における自立生活を支えるべく関係機関と連携のもと、必要な支援・サポート(就業・生活面)が一体的に行われます。中心となるのが障害者就業・生活支援センターです。その他、職業リハビリテーションセンター、障害者職業センター、ハローワーク(公共職業安定所)、就労継続支援事業所